



厚生労働省
埼玉県労働局発表
平成26年9月30日

	埼玉労働局 雇用均等室
担当	室長 絹谷 よし子 地方短時間労働指導官 徳永 敦子 電話 048-600-6210

平成26年度均等推進企業、ファミリー・フレンドリー企業決定！ ～「ポジティブ・アクション推進セミナー」にて表彰します～

「均等・両立推進企業表彰」は、女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組（ポジティブ・アクション）や仕事と育児・介護との両立支援のための取組（ファミリー・フレンドリー企業）について、他の模範となるような企業を表彰し、その取組を広く周知することで、男女ともに職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境の整備を促進することを狙いとしています。

今年度の埼玉県内の受賞企業は下記の3社に決まりました。なお、各社の授賞理由及び取組内容は、資料1のとおりです。

埼玉労働局長賞表彰式は、10月27日（月）に開催する「ポジティブ・アクション推進セミナー」（ソニックシティビル4階市民ホール）にて実施します。また、表彰式後、受賞企業から取組内容について発表があります（資料2）。

○ 「均等推進企業部門」埼玉労働局長優良賞

川口信用金庫（川口市）

埼玉縣信用金庫（熊谷市）

○ 「ファミリー・フレンドリー企業部門」埼玉労働局長奨励賞

社会福祉法人 杏樹会（入間市）

各社の取組内容は、資料4のとおりです。

（添付資料）

- 1 受賞企業の取組
- 2 表彰式（ポジティブ・アクション推進セミナー）のご案内（チラシ）
- 3 平成26年度均等・両立推進企業表彰（リーフレット）
- 4 均等・両立推進企業表彰実施要領
- 5 埼玉県内における過去の受賞企業一覧 g

均等推進企業部門 埼玉労働局長優良賞

川口信用金庫

所在地：埼玉県川口市 業種：金融業 従業員数：850 人

女性の少ない融資・渉外への職域拡大、ひいては経験を必要とする管理職登用を進めるため、研修への参加奨励をしてきました。男性側にも、女性の部下育成のための研修を行うなど、多方向からの女性の活躍促進に取り組んでいます。

1. ポジティブ・アクションへの取組体制

人事部を中心に「ワークライフ・バランス」を目指して女性の活用に取り組むこととし、アンケートによる現状把握やその分析結果のとりまとめによる周知を行っている。

2. ポジティブ・アクション取組内容

- ◇ 副支店長以上の管理職がいないこと、副支店長以上になるのに必須である渉外に女性が少ないことから、渉外課への配置や女性管理職の養成を行った。
- ◇ 女性職員の参加率の低い勉強会への参加率を上げるため、アンケートの実施、女性向け勉強会の実施、参加の奨励。
- ◇ 融資・渉外など、女性が少ない業務に関する研修への参加奨励。
- ◇ 男性がほとんどを占める渉外課において女性の育成をするため、男性課長に対する女性の部下指導・育成に関する研修を実施。
- ◇ 支店ごとにばらつきが生じ得る人事考課について、一定の職以上は本部部長を考課者に加える等、より公平な人事考課の見直しを実施。
- ◇ ワークライフバランスを最重点施策とし、方針を積極的にPRするほか、育児短時間勤務制度の対象者を拡大。

3. ポジティブ・アクション取組成果

- ◇ 渉外課の女性職員比率が上昇(H23年 11.4% ⇒ H25年 19.7%)
 - ◇ 係長クラス以上の女性比率が上昇(H23年 25.6% ⇒ H25年 30.2%)
- なお、平成26年4月1日には初めての女性副支店長が誕生

均等推進企業部門 埼玉労働局長優良賞

埼玉縣信用金庫

所在地：埼玉県熊谷市 業種：金融業 従業員数：2339人

女性管理職登用に関する数値目標を定め、多様な研修を実施しています。また、ポジティブ・アクションの方針は、庫内報・会社案内に掲載して内外にPRしています。平成25年には女性初の支店長も誕生し、2人目の女性支店長、次長と後に続く人材も育っています。

1. ポジティブ・アクションへの取組体制

- ◇ ポジティブ・アクション情報ポータルサイト内の「女性の活躍推進宣言コーナー」等の活用により、女性の活躍推進を企業方針として明示している。
- ◇ 「さいしんにおけるポジティブ・アクションへの取組み」を取りまとめ、トップによる明確な方向性の呈示をし、ポジティブ・アクションに関するアンケートの実施等に取り組んでいる。

2. ポジティブ・アクション取組内容

- ◇ 女性管理職の積極的登用のため、平成17年に3年以内に女性管理職（代理以上）の割合を2.0%とする目標を設定、さらに平成20年に女性管理職を50人とする等の目標を設定。
- ◇ 外部のポジティブ・アクション研修の受講。
- ◇ スペシャリストとしての登用ができる制度を構築するとともに、融資等ができるゼネラリストとして育成するため「女性融資力養成研修」等を実施。
- ◇ ポスト管理職の女性主任職員を対象とした「ポジティブ・アクション研修」を実施。
- ◇ 女性の営業力強化のため、営業担当経験者の本部スタッフによる帯同指導や「スキルアップスクール講座」等の受講を奨励。
- ◇ 育児短時間勤務の利用者が年々増加する中、育児休業中の女性対象に「がんばるママ応援セミナー」等の継続就業支援を実施。
- ◇ 庫内報にてポジティブ・アクションのアンケート結果や取組の全体像をまとめたものを掲載し全役職員へ通知。
- ◇ 会社紹介パンフレットに「ポジティブ・アクションへの取組み」を掲載。

3. ポジティブ・アクション取組成果

- ◇ 営業外勤の女性比率が上昇(H23年 9.76% ⇒ H25年 11.66%)
- ◇ 係長クラス以上の女性比率が上昇(H23年 5% ⇒ H25年 6.6%)
- ◇ 女性支店長2名、本部課長クラス1名が誕生(H26年3月時点)

ファミリー・フレンドリー企業部門 埼玉労働局長奨励賞

社会福祉法人 杏樹会

所在地：埼玉県入間市 業種：介護・保育事業 従業員数：385人

法律を上回る両立支援制度を整えるだけでなく、管理職に対する研修や子育て交流会を開催するなど、利用しやすい環境づくりにも心配りをしています。特に介護については、介護を行う施設において、従業員が自らの家族介護と仕事の両立に困ることがないように、取り組みを進めているところです。

1. 両立支援に関する基本方針

両立支援に取り組む方針をホームページに明記。

2. 育児休業制度

◇ 制度：3日間は有給扱い。また、原職復帰方針が規程に明記。

◇ 利用状況：女性は平成23～25年度まで取得率・復職率ともに100%。

男性は平成25年度に1人(3日)取得。(平成26年4月～7月に2人取得)

3. 介護休業制度

◇ 制度：原職復帰方針が規程に明記。

◇ 利用状況：平成23、24年度に各1名が取得。

4. 勤務時間短縮等の措置

◇ 育児のための勤務時間短縮等の制度

短時間勤務制度の他、フレックスタイム制度及び始業・終業時刻の繰上げ下げも利用可。

いずれの制度も小学校就学始期まで利用可能。

平成23～25の各年度において、短時間勤務制度利用者は8～9名。

◇ 介護のための勤務時間短縮等の制度

短時間勤務の他、時差出勤制度が制度化。

5. その他の法を上回る制度

◇ 育児のための所定外労働の免除は、小学校就学始期までの子のいる労働者が対象。

◇ 子の看護休暇は小学校3年までの子のいる労働者が対象。

6. 取得しやすい社内環境整備について

◇ 規程上の制度利用対象者以外の労働者に対しても、個別事情の相談により制度利用を認めるなど柔軟な対応をしている。

◇ 休業者が出ること把握したのち、他部署からの応援・新規採用等の必要性を早期に検討しているため、休業取得がしやすい環境となっている。

◇ 管理職等に対して、育児短時間勤務などの各種制度利用をする部下への対応などの研修をしており、職場理解が進んでいる。

ポジティブ・アクション推進セミナー

～ 男女ともに力を発揮する企業が未来を担う ～

開催日時 平成26年10月27日(月) 13:40～16:30
会場 ソニックシティビル4階 市民ホール (さいたま市大宮区桜木町1-7-5)
対象者 経営者、人事担当役員、人事担当者等
内容

- 平成26年度「均等・両立推進企業表彰」表彰式
- 表彰企業による事例発表
- 講演「女性の力を経営に活かすには」

講師

あつみ なおき
渥美 由喜 氏

厚生労働省政策評価に関する有識者会議委員
(東レ経営研究所 研究部長)

申込先 埼玉労働局雇用均等室 FAX 048-600-6230
裏面参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込み下さい。

申込方法 裏面申込書により FAX 等で10月20日までにお申し込みください(参加費無料)。
※定員(150人)になり次第締め切ります。

問合先

埼玉県経営者協会
埼玉労働局雇用均等室

TEL 048-647-4100
TEL 048-600-6210



ポジティブ・アクション普及促進
シンボルマーク『きらら』

【主催】 一般社団法人埼玉県経営者協会(ウーマノミクス推進委員会)、埼玉労働局

案 内 図

※公共交通機関を御利用ください



埼玉労働局雇用均等室あて (FAX 048-600-6230)

ポジティブ・アクション推進セミナー(10/27)参加申込書

貴社名

電話番号

お役職名	お名前

※ 御記入いただいた個人情報につきましては、厳密に管理し、出席の確認以外には使用いたしません。

平成 26 年度 均等・両立推進企業表彰

「ポジティブ・アクションを推進している企業」 「ファミリー・フレンドリーな企業」 を表彰します

応募期間

平成26年1月1日～3月31日



両部門に優れた企業

厚生労働大臣最優良賞

「均等推進企業」部門

職場における女性の能力発揮を
促進するための積極的な取り組みを
実施している企業

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

「ファミリー・フレンドリー企業」部門

仕事と育児・介護との両立支援のための
取り組みを実施している企業

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

厚生労働省では、「職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組み」（ポジティブ・アクション）および「仕事と育児・介護との両立支援のための取り組み」について、他の模範となる取り組みを推進している企業を表彰しています。

平成 26 年度の各賞候補を募集します。「わが社こそは」と思われる企業の皆さま、ぜひご応募ください！



厚生労働省雇用均等・児童家庭局／都道府県労働局雇用均等室

このような企業が表彰の候補です

均等推進企業部門

- ポジティブ・アクションを企業の方針として示し、積極的に取り組んでいることを公表している。
- ポジティブ・アクションの取り組みとして「採用拡大」、「職域拡大」、「管理職登用」または「職場環境・職場風土の改善」に取り組んでいる。
- ポジティブ・アクションの取り組みのうち、「女性のみを対象」または「女性を優遇」する取り組みは、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない場合（雇用管理区分ごとにみて女性労働者の割合が4割を下回っている状況）に限られている。

※「ポジティブ・アクション」とは…

男女間に見られる格差の解消を目指して、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みをいいます。

※「公表」とは…

「ポジティブ・アクション応援サイト」

<http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>

「女性の活躍推進宣言コーナー」

<http://www.positiveaction.jp/declaration/>

ファミリー・フレンドリー企業部門

- 両立指標（平成 24 年2月改訂版）の点数が一定程度以上である。
- 法の規定を上回る育児・介護休業制度や所定労働時間の短縮などの措置を導入し、よく利用されている。
- 男性労働者について、一定の育児休業取得実績がある。
- 時間外労働がおおむね年 150 時間未満である。
- 年次有給休暇取得率がおおむね 50%（大臣賞は 60%）以上である。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている、または認定を目指している。

※「両立指標」とは…

企業自らが自社の仕事と家庭の両立支援策の進展度合いや不足している点を、63問の設問に答えて採点。自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」が客観的に評価できるように構成されたものです。

詳しくはこちら

<http://www.ryouritsu.jp/index.html>

厚生労働大臣最優良賞

- 過去に「均等推進企業部門」の大臣賞または「ファミリー・フレンドリー企業部門」の大臣賞を受賞し、さらにその部門での取り組みが進んでいる。
- もう一つの部門についても積極的に取り組み、成果をあげている。

※上記以外にも部門ごとに表彰基準が定められています。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

平成 25 年度 表彰企業

厚生労働大臣最優良賞

該当企業なし

均等推進企業部門

厚生労働大臣優良賞 株式会社横浜銀行
(神奈川県)

都道府県労働局長賞 22 企業
(優良賞・奨励賞)

ファミリー・フレンドリー企業部門

厚生労働大臣優良賞 明治安田生命保険相互会社
(東京都)

都道府県労働局長賞 25 企業
(優良賞・奨励賞)

各企業の取組内容などは厚生労働省ホームページでご紹介していますのでご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000023914.html>

トップページ
「報道・広報」

報道発表資料

2013 年 9 月

9 月 27 日「平成 25 年度
「均等・両立推進企業表彰」受賞企業決定」

応募方法

- 所定の応募用紙に必要事項を記入し（平成 26 年1月1日現在の状況）、自己採点の上、都道府県労働局雇用均等室あてに郵送またはFAXでご応募ください。
- 電子申請（<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/>）による応募も受け付けます。
- 応募用紙は、厚生労働省ホームページまたは都道府県労働局雇用均等室で入手できます。
均等推進企業部門とファミリー・フレンドリー企業部門とは応募用紙が異なりますのでご注意ください。
厚生労働大臣最優良賞の応募の際は、両部門とも応募用紙にご記入ください。

選考方法

- ① 都道府県労働局雇用均等室で、書類選考後、取り組み内容など詳細についてのヒアリングを実施します。
- ② 都道府県労働局長は、ヒアリング結果をもとに、表彰基準を満たす企業の中から、
 - ・ 都道府県労働局長賞の受賞企業
 - ・ 厚生労働大臣賞の候補企業を決定し、厚生労働大臣賞候補企業については、厚生労働大臣に対し推薦を行います。
- ③ 厚生労働大臣は、推薦された企業の中から、
 - ・ 厚生労働大臣最優良賞
 - ・ 厚生労働大臣優良賞の受賞企業を決定します。

その他

- ① 実施要領、表彰基準および応募用紙は厚生労働省ホームページからダウンロードしていただけます。
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>

トップページ「厚生労働省からのご案内
「政策について（組織別の政策一覧）」

雇用均等・児童家庭局

主な制度紹介「均等・両立
推進企業表彰について」

また、都道府県労働局雇用均等室でも配布しています。

- ② 選考結果は、都道府県労働局雇用均等室からお知らせします。
- ③ 受賞企業には平成 26 年 10 月に表彰状の授与を行います。

※厚生労働大臣賞については厚生労働大臣より、都道府県労働局長賞は各都道府県労働局長より、それぞれ表彰状の授与を行う予定です。

応募期間は 平成 26 年1月1日～3月 31 日

（※当日消印有効）



ポジティブ・アクション シンボルマーク「きらら」

ポジティブ・アクションに取り組む企業・
両立支援に取り組む企業の皆さまの
積極的なご応募をお待ちしています！



次世代認定マーク「くるみん」

「均等・両立推進企業表彰」実施要領

1 趣旨・目的

我が国では、男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備することが求められている。このためには、企業が「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」のそれぞれについて、その相乗効果を生かしつつ、推進することが必要である。

このため、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」又は「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいうべき取組を推進している企業を表彰し、これを広く国民に周知することにより、上記のような職場環境の整備の促進に資する。

2 表彰の種類

(1) 均等・両立推進企業表彰

厚生労働大臣最優良賞

(2) 均等推進企業部門

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

(3) ファミリー・フレンドリー企業部門

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

3 表彰の対象

(1) 均等・両立推進企業表彰

厚生労働大臣最優良賞

男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備する企業として、特に他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が顕著である企業

(2) 均等推進企業部門

ア 厚生労働大臣優良賞

女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が認められる企業

イ 都道府県労働局長優良賞

地域において、女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組を推進している企業

ウ 都道府県労働局長奨励賞

地域において、女性の能力発揮を促進するための取組を推進していると認められる企業

(3) ファミリー・フレンドリー企業部門

ア 厚生労働大臣優良賞

仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいえるべき取組を推進し、その成果が認められる企業

イ 都道府県労働局長優良賞

地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいえるべき取組を推進している企業

ウ 都道府県労働局長奨励賞

地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を推進していると認められる企業

4 募集及び応募

- (1) 募集は年1回、公募により行うものとし、対象は、別紙1「均等・両立推進企業表彰基準」(以下「表彰基準」という。)を満たす企業とする。
- (2) ファクシミリ又は郵送にて送付された応募用紙は、各都道府県労働局雇用均等室において受け付ける。なお、応募は電子申請でも受け付ける。

5 選考及び決定の方法

- (1) 応募書類の審査を行った後、都道府県労働局雇用均等室が、取組内容等の詳細についてのヒアリングを実施する。
- (2) 都道府県労働局長は、ヒアリング結果を基に、表彰基準を満たす企業の中から、都道府県労働局長賞の受賞企業及び厚生労働大臣賞の候補企業を決定し、厚生労働大臣に対し、厚生労働大臣賞候補企業の推薦を行う。
- (3) 厚生労働大臣は、推薦された企業の中から、厚生労働大臣最優良賞及び厚生労働大臣優良賞の受賞企業を決定する。

6 その他

- (1) 実施要領、表彰基準及び応募用紙は厚生労働省ホームページに掲載する。
- (2) 選考結果は、都道府県労働局雇用均等室が応募企業に通知する。
- (3) 受賞企業には、毎年10月に表彰状の授与等を行う。

「均等・両立推進企業表彰」受賞企業のご紹介

- ◎ 男女の性別によることなく、その能力を十分に発揮できる職場づくり企業 ◎
 (企業名をクリックすると取組内容等を見ることができます)

	均等・両立推進企業表彰	
	均等推進企業部門	ファミリー・フレンドリー企業部門
平成26年度	埼玉労働局長優良賞 ○ 川口信用金庫 ○ 埼玉縣信用金庫	埼玉労働局長奨励賞 ○ (福) 杏樹会
平成25年度	埼玉労働局長優良賞 ○ 三州製菓(株) ○ (株) ベルーナ ○ (株) 武蔵野銀行	埼玉労働局長奨励賞 ○ 津田工業(株)
平成24年度	該当なし	厚生労働大臣優良賞 ○ 曙ブレーキ工業(株) 埼玉労働局長優良賞 ○ 協和界面科学(株) ○ 西武鉄道(株)
平成23年度	該当なし	該当なし
平成22年度	該当なし	該当なし
平成21年度	該当なし	該当なし
平成20年度	該当なし	厚生労働大臣優良賞 ○ ボッシュ(株) 埼玉労働局長優良賞 ○ (株) 埼玉りそな銀行 ○ 曙ブレーキ工業(株)
平成19年度	埼玉労働局長優良賞 ○ (株) 八木橋 ○ (株) 埼玉りそな銀行	該当なし
平成18年度	該当なし	該当なし
平成17年度	埼玉労働局長優良賞 ○ 曙ブレーキ工業(株) 埼玉労働局長奨励賞 ○ (株) イビサ	該当なし
平成16年度	該当なし	埼玉労働局長賞 ○ (株) ボッシュオートモーティブシステム (現 ボッシュ(株))
平成15年度	埼玉労働局長優良賞 ○ (株) 太陽商工	該当なし
平成14年度	該当なし	埼玉労働局長賞 ○ 新日本無線(株)
平成13年度	該当なし	埼玉労働局長賞 ○ (株) 八木橋
平成12年度	該当なし	埼玉労働局長賞 ○ 花菱縫製(株)
平成11年度	埼玉女性少年室長賞 ○ 生活協同組合さいたまコープ (現: 生活協同組合コープみらい)	該当なし
	計11社	計12社(10社)

※ 平成11～18年度については、均等推進企業部門の名称は「均等推進企業表彰」、またファミリー・フレンドリー企業部門の名称は「ファミリー・フレンドリー企業表彰」である。